

イベントに対するごみ分別ボックス貸出通知書

年 月 日

様

大阪市環境局長

年 月 日付で、貸出しの申込みのありましたごみ分別ボックスについて、次のとおり条件を付して貸し出すことを通知します。

1 イベントの名称

2 開催場所
大阪市 区

3 開催日
年 月 日 ～ 年 月 日

4 貸出期間（イベントの開催日に前後3日以内を加え10日を限度とする）
年 月 日 ～ 年 月 日

5 貸出数量
セット

様式第2号（第7条関係）

6 遵守事項（第9条関係）

- (1) 申し込んだイベントにおける、ごみの分別収集以外で使用するはならない。
- (2) 第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- (3) ごみ分別ボックス使用時には、必ずごみ袋を取り付けたうえ、使用しなければならない。
- (4) 使用後は、点検を行い、洗浄により汚れを取り除き、水分は拭き取らなければならない。
- (5) 貸出期間の満了の日までに、貸出しを受けた本市施設へ返却しなければならない。

7 免責事項（第11条関係）

ごみ分別ボックスの使用に起因して生じた事故及び損害については、ごみ分別ボックスの貸出しを受けた団体等の責任において対応し、本市に対し、損害賠償その他一切の費用請求を行うことはできない。